

[優秀賞]

最低限の職責を果たすことができた事件

田中晴登 たなか・はると 大阪弁護士会・69期

準強制わいせつ、出入国管理及び難民認定法違反被告事件

大阪地判令2・11・18 令和1年(わ)第4561号、第4834号 LEX/DB25591232

事件の概要

被告人・甲は、1989(平成1)年10月に来日し、日本人の配偶者等の在留資格で本邦に滞在するようになった。来日当初、甲は建設現場や工場で働いていたが、マッサージ師の仕事に興味を持ち、資格スクールでマッサージの技能を学んだ。以後、甲は、リラクゼーション・セラピストとして働くようになった。なお、甲は、2014(平成26)年12月初旬以降、在留資格がない状態で本邦に滞在していた。

2019(令和1)年8月、A女が警察署を訪れ、X店でマッサージの施術を受けた際、甲から股間を擦り付けられるなどのわいせつ被害を受けたと訴えた。さらに、前年11月にもB女が同様の被害を訴えていたことが判明した。いずれの訴えも、甲にとって身に覚えがないことだった。しかし、甲は、次の3つの公訴事実について、起訴された。

- ① 2019年8月初旬頃、当時X店において客に対するマッサージの施術を担当していた被告人が、客として来店したA女に対し、A女がマッサージの施術を受けられるものと誤信して抗拒不能の状態にあることに乗じ、A女の臀部に自己の陰茎を擦りつけるなどのわいせつ行為に及んだとされる準強制わいせつの公訴事実
- ② 2018(平成30)年11月初旬頃、当時Y店において客に対するマッサージの施術を担当していた被告人が、客として来店したB女に対し、B女がマッサージの施術を受けられるものと誤信して抗拒不能の状態にあることに乗じ、

B女の臀部に自己の陰茎を着衣越しに押しつけるなどのわいせつ行為に及んだとされる準強制わいせつの公訴事実

- ③ 外国人である被告人が2014年12月初旬から①事件で逮捕されるまでの間、在留期間を超えて本邦に残留したとされる出入国管理及び難民認定法違反の公訴事実

当職は、2019年11月3日に①事件の被疑者国選弁護人に選任されて以降、全力で弁護に当たり、①事件および②事件について無罪の判断をいただくことができた。

1 捜査段階(①事件)

(1) 初回接見

2019年11月3日、当番弁護士として待機していた当職に①事件の配点がされた。被疑事実はおおむね上記公訴事実①と同じであるが、罪名は強制わいせつとなっていた。書類上は要通訳事件とされていたが、甲が日系外国人であったことや、マッサージ店で勤務していたとされていたことから、日本語が通じる可能性があると考え、まずは一人で接見した。もともと、日本語ではごく簡単なやりとりしかできなかったので、甲の母国語で黙秘するようアドバイスした上で一旦接見を終了し、後刻通訳人を入れてもう一度接見した。

甲は、「A女に陰茎を押し付けてなどいない」旨述べて被疑事実を否認していた。

詳しく話を聞いてみると、甲がA女の施術に当たっていたマッサージ台の周りにはカーテンなどの遮蔽物がないことや、当時は甲のほかに少なくともC氏ら2

名の従業員がX店にて稼働していたといった甲の弁解を支える事情も聴き取れた（このような他人に見られかねない状況で、客に対するわいせつ行為に及ぶとは考えにくい）。

(2) X店の現場見分

まずは、甲の弁解を支える事実の有無を確かめるべく、客として、X店でマッサージを受けてみることにした。後述するとおり、実際にマッサージを受けてみたことが、後日ケースセオリーを固めるのに役立つことになった。

受付を済ませると、マッサージ台があるスペースまで案内された。たしかにマッサージ台の周りには遮蔽物がない。他の客が施術を受けているのが当職からも丸見えである。わざわざこんなところでわいせつ行為に及ぶというのは無謀である。「あの人は本当に無実かもしれない」との心証を抱くには十分だった。

(3) X店の従業員からの事情聴取

翌4日、再度X店を訪ね、店長に身分を明かして、当日勤務していた従業員について確認したところ、甲が接見の際に述べていたとおり、事件当時、甲のほかにC氏ら2名の従業員が勤務していたことも確認できた。後日、X店にて、その2人から事情を聴いたところ、甲がA女を施術している頃にCらも他の客の施術をしていたこと、両名ともA女が甲にクレームを入れ始めるまで事件に気づかなかったことなどが確認できた。

(4) 起訴

当職は、C氏らからの事情聴取結果を報告書にまとめ、同報告書を検察官に送付した。検察側の証拠はA女の供述だけのはずであり、情況証拠は当方に味方している。簡単には起訴できまいと思っていたのだが、公判請求されてしまった。

2 寝耳に水の再逮捕

(1) 被告人からの手紙

2019年11月25日、甲から手紙が届いた。ローマ字で書かれた文面を読むと「taiho（逮捕）」とある。入管難民法違反の事実で逮捕されたのかと思ったが、よくよく読んでみると何かがおかしい。「waisetsu（わいせつ）」という単語がある。

何か想定外のことが起こっていると直感し、すぐに甲と接見すると、甲が②事件で逮捕されたことが判

明した。オーバーステイ以外に余罪がない旨聴き取っていた当職にとって、寝耳に水の再逮捕だった。

(2) 被告人の弁解

甲は②事件についても、「B女に陰茎を押し付けてなどいない」旨述べて被疑事実を否認していた。①事件の時とは異なり、当時Y店内には被告人とB女の2人しかいなかったが、代わりに防犯カメラが回っており、施術の場面も映っていたはずであるという。また、事件当日、B女が警察に通報していたが、呼ばれた警察官が被告人を逮捕するようなことはなかった。

本来ならば、Y店の防犯カメラの映像を確認したところであったが、叶わなかった。再逮捕までの約1年の間に、Y店そのものがなくなってしまっていたのである。ただし、後日、Y店の経営者であったD社長や、事件直後にB女との示談交渉を担当したE弁護士から事情聴取を行った結果、Y店に防犯カメラが設置されていたことや、被告人がB女を施術している様子が映っていたことは確認できた。

(3) 勾留阻止の試み等

捜査機関の狙いは明らかである。甲に取調室への出頭および滞留を強制して供述を得ようとしている。そのような勾留は容認できない。

翌26日、意見書を提出し、裁判官に勾留請求を却下するよう求めたが、あっけなく勾留が認められてしまった。準抗告も申し立てたが棄却。ならばと、勾留延長阻止に向けて準備していたところ、勾留10日目に③事件と併せて公判請求された。

3 ケースセオリーの検討

検察官請求証拠を検討したところ、①②事件とも、決定的な証拠はA女およびB女の供述のみであった。「随分と証拠が薄いな」というのが第一印象である。

しかし、A女があえてありもしない性的被害をでっち上げるような動機を見出すことはできなかった。B女についても同様である。A女らの臀部付近に断続的に何か当たっていたことについては、争うことが困難である。A女らおよび検察官は、A女らの臀部に当たっていた何かは甲の陰茎であると主張し、当方はそうではないと反論している形になる。

であれば、いったい何がA女らの臀部付近に当たっていたのか。この点を説明する必要があったが、答

えを見出せないまま時間が過ぎていった。

光明が射したきっかけは、別件における酷い不当判決であった。恥ずかしながら、ショックのあまり仕事が手につかなくなってしまうため、休日に今村核弁護士を取り上げたドキュメンタリー番組『ブレイブ 勇敢なる者“えん罪弁護士”完全版』(NHK、2018年)を視聴して気を紛らわしていた。

その時、同番組の中で取り上げられていた痴漢冤罪事件が当職の注意を引いた。同時に、X店にてマッサージを受けたときの記憶が蘇った。当該痴漢冤罪事件では、被告人が前に抱えていたリュックサックが当たったのを、被害者が痴漢被害を受けたものと誤信した可能性が指摘されていたのであるが、当職がX店でマッサージを受けたときにも、自分の背中や腰に人間の手指以外の何かが当たっているように感じたことが何度かあったのである。

マッサージの施術中にA女らの臀部に断続的に当たっていたものは、甲の手指だったのではないか。そのような仮説を立てて、人間の尻の触覚の正確さについて先行研究がないか調査したところ、齋藤響子(大森響子)教授ら4名による研究(2013年)「身体背面部での触覚情報処理に関するメカニズムの解明：痴漢事件に関わる基礎研究」(課題番号：23653231)という研究が見つかった。

同研究によれば、実際には手の甲や鞆が臀部に触れていたとしても、それを手のひらと判断してしまう頻度が高い一方、間違った判断に対する確信度は正解時の確信度と差がない。同研究から類推する限り、実際には甲の手指が押し付けられていただけでも、A女らが陰茎を押し付けられるなどのわいせつ被害を受けたと誤信した可能性は十分ありえる。

弁護側のケースセオリーは、「本件は、A女らによるわいせつ被害の誤信である」というものになった。

4 公判準備

(1) 公判前整理手続の請求

裁判所から促される形で、当職から公判前整理手続に付することを請求したところ、事件は公判前整理手続に付された。

(2) 検察官請求証拠に対する意見

弁護側でも利用する証拠を除き、A女およびB女の供述調書をはじめとする検察官請求書証の大部分

に対し、不同意の意見を述べた。

これに対し、検察官は、供述調書の原供述者のうちA女、B女ほか1名の証人尋問を請求し、いずれも採用された。

(3) 弁護側証明予定事実の明示と弁護側立証

弁護側証明予定事実として次の3つを明示した。

- ア ①事件に係る起訴状記載の日時頃、他のマッサージ師が別の客の施術に当たっていたこと
- イ ②事件に係る起訴状記載の日時頃、Y店に防犯カメラが設置されており、甲がB女の施術に当たっている状況が撮影されていたこと
- ウ 臀部に何かが触れたとき、臀部の皮膚感覚のみでその対象を正しく詳細に判断することは困難であること

そして、事実アを立証するためにC氏の証人尋問を、事実イを立証するためにD社長の証人尋問を、事実ウを証明するために鑑定を請求した。事実ウの立証手段として鑑定を選択したのは、先行研究はあくまでも公共交通機関における痴漢事件を念頭に置いた研究であり、本件と前提を異にする部分が多かったためである。

C氏およびD社長の証人尋問は採用されたが、鑑定請求は採用されなかった。

5 公判

(1) 冒頭陳述

弁護側の冒頭陳述では、「疑わしきは被告人の利益に」の原則を強調することを意識した。強調したのは次の3点である。

- i 裁判所は、事実の認定は証拠による、立証責任は検察官にある、証拠を常識に照らして検討しつくしても合理的疑いが残る場合には無罪を宣告しなければならないといった刑事裁判の鉄則に従わねばならないこと
- ii A女およびB女の供述の信用性については、最判平21・4・14の趣旨に則った「特に慎重な判断」をすべきであること
- iii 被告人の言い分にも耳を貸すべきであること

また、「わいせつ被害の誤信」という結論については、「およそありえない」と判断される危険があると思われたので、「不可能を消去して、最後に残ったものがいかに奇妙なものであっても、それが真実となる」というシャーロック・ホームズの有名な台詞を引用した上で次の通り述べて冒頭陳述を締め括った。

私の経験上、法律家、とりわけ刑事裁判官は、割と簡単に「ありえない」と決めつけてしまいがちです。しかし、そのような態度で審理に臨めば、いつの日か誤判が生まれます。

本件は否認事件です。否認事件の中でも「特に慎重な判断」を要する難しい事件です。正しい判決をするためには性急な決めつけは厳禁です。AさんBさんの供述は、特に慎重に判断してください。そして甲さんの言い分にも耳を貸してやってください。

(2) 証拠調べ

ア B女の証人尋問

B女の供述は、臀部に何か触れたという体験から、甲に陰茎を押し付けられた旨推測したという内容であった。

そこで、B女については、わいせつ被害を受けたという判断が同女の推測であることを確認した上で、推測の正しさを疑わしめる事実を聞き出していき、いわゆる生かす尋問を意識した。

イ A女の証人尋問

A女の供述もB女の供述とほぼ同内容であったが、1つだけ決定的に違う点があった。A女の検面調書には「甲が股間を押し付けてぐるぐる回すところを見た」旨の犯行現認供述があり、A女は公判においても同旨の供述をした。A女の尋問においては、この犯行現認供述の弾劾に特に力を入れた。弾劾のポイントは次の2点である。

1点目は、供述の欠落である。検面調書作成前に作成された警察官調書等に「見た」旨の供述が一切出てこない。A女の犯行現認供述は、絵に描いたような欠落供述であった。かなり苦戦したが、反対尋問で、「警察官からの事情聴取の際には『見た』旨の話はしなかった」旨の供述を得ることに成功した。

2点目は、A女には見る事ができなかった可能性

が高いという点である。尋問実施前に通販で折り畳み式のマッサージ台を購入し、実際に被告人がいるあたりを見ることができるところを試してみたところ、限界近くまで首を捻れば、見ることは可能であった。ところが、開示証拠によれば、A女は頸部に持病を抱えており、事件当日も首に痛みがあったためX店を訪れていたとされていた。とても限界近くまで首を捻ることができたとは思えない。反対尋問では、この点を突こうとしたが、A女は首だけでなく上半身を捻って脇の下から覗き見た旨供述してきた。しかし、施術の際には、A女の肩まで大判のタオルがかけられており、脇の下を覗いてもタオルの裏面が見えるだけである。この点に関しては、肩までタオルがかけられていたとの供述を得るところで止めて、後日弁論で指摘した。

ウ 薄氷の弁護側立証

C氏については順調に証人尋問の準備を進めていたのであるが、D社長の方で問題が発生した。

証人テストの日程調整のためにD社長に連絡を取ったところ、D社長に証人出廷を拒まれた。D社長と面談して説得を試みたが、翻意させることはできなかった。先に述べたとおり、本件では公判前整理手続を経ており、新たな証拠調べ請求のハードルは高い。しかし、ここまで来て諦めるわけにはいかない。

C氏の証人尋問実施後、B女との示談交渉の際にY店の防犯カメラを確認していたE弁護士の証人尋問を請求した。検察官は、反対したが、裁判所はE弁護士の証人尋問を採用し、次の期日で実施した。

薄氷を踏む思いであったが、どうにか渡りきることができた。

エ 失敗だった被告人質問

被告人質問は、失敗だった。甲には、しばしば話が脱線してしまう癖があったのだが、外国語で話しているので、止めるタイミングがわからない。主質問で聞きたいことは聞けたものの、聞く側にとっては、わかりにくいものになってしまった感がある。さらに、検察官からの反対質問の際に、甲が過剰に防衛的になってしまう場面もあった。はたして、被告人供述に対する裁判所の評価は、「被告人の公判供述には、……種々の疑問点が残ることは否定できない」というものであった。

(4) 最終意見陳述のすり合わせ

弁論期日の直前に法廷通訳人とともに甲と接見し、甲が最終意見陳述で述べる内容を確認した。すると、甲は、当職に対する感謝の言葉を長々と述べ始めた。嬉しかった。しかし、本件の最終意見陳述で述べるべきことは、弁護人への感謝の弁ではない。「自分を信じてほしい」という無実の訴えをメインに据えるべきである。

しかし、最初に弁護人への感謝の弁が出てくるところに甲の人のよさが現れているように思われた。そこで、最初に一言だけ弁護人への感謝を述べてもらい、それに続いて、無実を訴えてもらうことにした。

(5) 弁論

弁論では、A女およびB女が臀部に感じた不快な感触について、その正体が甲の股間であると推測しているのであり、その推測が正しいか否かについて「特に慎重な判断」が要求されていることを指摘した。

その上で、各現場の状況から各準強制わいせつの犯行に及ぶことは無謀であることを強調し、準強制わいせつ2件については、無罪であると訴えた。

なお、弁論においては、「A女・B女の供述が信用できない」というフレーズを用いないようにした。A女はともかく、B女は推測を交えながらも自身の体験を記憶のとおり供述していたのである。推測の部分が間違っていただけであるのに嘘をついていたかのような言い方をすべきではないと考えた。

(6) 判決

判決は、①事件および②事件については無罪。③事件について懲役1年の実刑(未決算入300日)であった。検察官、被告人双方とも控訴せず、判決は確定した。

当職としては甲の無実を確信していたが、弁護人の確信など役に立たないということを散々思い知らされていたので、無罪の主文を聞いたときには、ただただ安堵した。有罪部分について実刑にはなったが、弁護人として最低限の職責は果たすことができたのだ。

6 刑事補償請求

一部無罪の判決が確定したことを受け、刑事補償も受任することになった。刑期が満了すれば、甲が

退去強制手続に乗せられてしまう。とにかく急ぐ必要があった。

そこで、判決確定前から準備を進め、2020(令和2)年12月4日(判決確定日の翌日)に刑事補償請求を申し立てた。刑事補償請求書には、請求人の退去強制が迫っているので迅速に判断をしてほしい旨記載した。

決定が出たのは、2020年12月24日。決定の確定を待って、翌年1月4日、大阪地裁の財務課に赴き、補償金の払渡を請求した。財務課の窓口で支払がいつ頃になるか確認したところ、2カ月ほど先になるとのこと。それでは間に合わない。大急ぎで事務所に戻り、手続を迅速に進めるよう求める上申書を作成して追完した。

その後、同月21日に補償金が当職の預かり金口座に振り込まれたので、同日、弁護士報酬等を差し引いた差額を甲に差し入れた。甲から聞いていた刑執行満了日の2日前のことであった。

おわりに

無罪判決こそ得られたが、当職が果たした役割は大きくない。

まずケースセオリーの構築に当たっては、先人たちが、痴漢冤罪事件の弁護に取り組んだ成果を存分に使わせていただいた。先人たちの戦いがなければ、当職は本件のケースセオリーに辿り着けなかったかもしれない。

捜査段階から協力していただいた通訳人は、突然の呼び出しにも応じていただいた。通訳人の協力がなければ、本件の成果はありえなかった。感謝してもしきれない。

裁判官にも恵まれた。当職の力不足もあって、裁判官は難しい判断を迫られたと思うが、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に忠実な判断をしていただいた。同原則に忠実とはいえない裁判官も少なくない中で、とても運がよかったと思う。

当職は、がむしゃらに頑張っただけである。力不足を露呈する場面もあったが、最低限の職責を果たすことができた。

今後とも、精進していきたい。👤